

(様式 1-3)

福島県 (葛尾村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 8 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	280	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (森林整備事業) 湯ノ平線	事業番号	(5)-40-141
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	葛尾村 (間接)	
総交付対象事業費	5,200 (千円)		全体事業費	21,200 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災と原発事故からの復旧・復興に向け、村では国等の支援を受け生活環境の回復や主要なインフラ整備等様々な施策を実施し復興は着実に進んでいるが、若い世代の帰村やコミュニティの維持、基幹産業である農林業の振興など、引き続き取り組むべき課題は多く残されている。</p> <p>葛尾村では森林所有者の経営意欲の減退や放射線等への不安により林業生産活動が停滞し、森林の荒廃や林業・木材産業への影響が懸念されている。</p> <p>このような状況に対処するため、村が森林所有者に代わり間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林が持つ公益的機能を維持しながら放射性物質の低減を図り、森林の再生と林業従事者や地域住民の不安を取り除くための措置を講じ、平成 30 年から 321.6ha の森林において整備を実施してきた。</p> <p>福島県浜通り地域では新たに浪江町に集成材工場、飯舘村には大型木質バイオマス施設、川内村にはチップ工場が竣工するなど、木材の受け入れ先が整備され地域林業を取り巻く環境が整ってきたことから、本格的な森林整備が再開できる見通しとなった。</p> <p>しかし、地域の林業再開において、森林整備や木材搬出のために大型車両の走行が必要不可欠な林道湯ノ平線の湯ノ平橋は、避難指示期間に適切な維持管理が困難となっていたことから、点検診断の結果、緊急的な対策及び現行の耐震基準を満たすように改修を行う必要がある判定された。</p> <p>よって、本事業により改修を行い、林業に従事する車両の通行安全の確保を図り、林業再開の加速化を図る。</p> <p><事業目標></p> <p>葛尾村林道橋梁長寿命化修繕計画 (個別施設計画) に基づき調査設計橋梁数 調査設計業務: (令和 8 年度) 1 橋 橋梁改良工事: (令和 9 年度) 1 橋</p>					
事業概要					
<p><林道改良事業></p> <p>令和 2 年に実施した橋梁施設の点検診断結果をもとに、橋梁の現地調査を含め、橋梁設置 50 年を経過するコンクリートの析及び床版のひび割れによる遊離石灰、高欄の錆、舗装のひび割れの緊急な措置が必要と判定される部位について調査設計を実施する。</p> <p>・林道湯ノ平線 橋梁の長寿命化調査設計 1 橋</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 8 年度></p> <p>調査設計業務 1 橋、事業費 5,200 千円</p> <p><令和 9 年度></p> <p>橋梁改良工事 1 橋、事業費 16,000 千円</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					

- ・地域の基幹産業である林業・林産業の産業基盤の整備
- ・地区集落間の連絡道や災害時の迂回路として安全な通行の確保
- ・林道湯ノ平線が通過する野川集落では、60世帯のうち22世帯が震災前の居住地に完全帰還している一方、残る38世帯の多くは、避難先と本集落の二地域居住を継続している状況にある。地域住民の将来的な完全帰還を見据えると、日常生活の利便性や生業再開に向けた環境整備が重要な課題となっている。

このため、生活道の一部として利用されている当該林道について改良を行い、通行の安全性及び利便性の向上を図るとともに、林道沿線における農地整備や森林整備を一体的に進めることにより、営農や森林管理の再開を支援し、集落における生活環境の改善を通じて、帰還促進につなげるものである。

関連する事業の概要

○ふくしま森林再生事業（国事業名：森林環境保全整備事業〈復興特別会計〉）

震災以降、放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林において、森林の有する多面的機能の発揮を確保するため、市町村等の公的主体が間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施。

（実績）間伐等（H30～）321.6ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

